

## 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	「学校の管理下」の事由によるもので、医療保険各法(健康保険、国民健康保険)に基づく療養に要する費用の額が500点(5,000円)以上のもの	保険診療の医療費総額の3割の額(療養に要する費用の算定額)に、その1割を加算した額
疾病	<p>「学校の管理下」の事由によるもので、医療保険各法(健康保険、国民健康保険)に基づく療養に要する費用の額が500点(5,000円)以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの</p> <p>①中毒(給食等による中毒、実験・実習等による中毒)            ②熱中症            ③溺水及びこれに起因する嚥下性肺炎            ④異物の嚥下            ⑤漆等による皮膚炎            ⑥外部衝撃に起因する疾病            ⑦急激な運動若しくは相当な運動量を伴う運動に起因する疾病            ⑧心身に対する負担の累積に起因する疾病            ⑨負傷に起因する疾病のうち、センターが認めたもの</p>	<p>(例)保険診療の医療費総額が10,000円(1,000点)の場合            (1)療養に要する費用の算定額 10,000円(1,000点)*0.3(3割)=3,000円            (2)その1割相当額 10,000円(1,000点)*0.1(1割)=1,000円 (1)+(2)=4,000円(給付額)</p> <p>ただし、高額療養費については、同一世帯、同一月に7,000点(70,000円)を超えた場合に、保険診療の場合の自己負担限度額を基に算定し、支給されます。</p>
障害	「学校の管理下」での負傷及び疾病が治った後に後遺障害が残った場合に、1級から14級までの見舞金が支給されます。	<p><b>障害見舞金</b>            1級 3,770万円から 14級 82万円            通学中は、1,885万円から 41万円</p>
死亡	「学校の管理下」の事由による死亡及び疾病に直接起因する死亡 <b>突然死</b>	<b>死亡見舞金</b> 2,800万円(通学中は、1,400万円)
	「学校の管理下」の活動で運動などの行為が原因となるもの 突然で予期できなかった病死	2,800万円(通学中は、1,400万円) 1,400万円